

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年11月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400037号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2400004号

第1 結論

昭和63年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

請求期間について、私が20歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続きを行ったが、国民年金保険料は納付していなかった。昭和63年4月にA市からB市へ住民票登録を変更したことに伴い、今まで納付していなかった保険料を、母に頼んで、A市の銀行か農業協同組合の窓口から納付してもらっていたにもかかわらず、保険料が未納の記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私が20歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続きを行ったが、国民年金保険料は納付していなかった。昭和63年4月にA市からB市へ住民登録を変更したことに伴い、母に頼んで保険料を納付してもらっていた。」旨主張している。

一方、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われていたところ、請求者が所持している年金手帳(以下「所持する年金手帳」という。)の手帳記号番号については、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄に、「3. 5. 30 母届出(20才加入)」と記載されていること、及びオンライン記録の資格処理日が平成3年6月12日であることが確認できることから、請求者の母が同年5月に国民年金の加入手続きを行い、同月頃に払い出されたと考えられ、請求者の主張するとおりに請求期間の保険料を納付するためには、所持する年金手帳の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が請求期間当時に払い出されていることが必要である。

しかしながら、i) 請求者が請求期間当時に住民登録をしていたA市及びB市は、「請求者に別の手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答していること、ii) 社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求期間において請求者に別の手帳記号番号が払い出さ

れた形跡は見当たらないこと、iii) 請求者は、「所持する年金手帳以外に年金手帳を持っていない。」旨陳述していることから、請求期間は、前述の払出時点までは国民年金の未加入期間であり、請求者の母が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を請求者の主張するとおりに納付することはできなかったと考えられる。

また、前述の払出時点において、請求期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、A 市及び B 市は、「請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している上、前述の被保険者名簿の納付記録欄においても、請求期間の保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これを行ったとする請求者の母からも、当該加入手続及び保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。